

農産物検査（お米）に関するアンケート調査

<情報提供のあった府県>

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、愛知県、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、岡山県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、兵庫県

<不開示または不存在とした道県>

北海道、新潟県、長野県、広島県、山口県

<質問項目>

- (問1) 農産物検査（米）の規格において、主に重視する項目はありますか？（複数回答可）
- (問2) 農産物検査（米）の規格等において、見直しが必要だと思われる項目（緩和・強化等のどちらかに○印）はありますか？（複数回答可）
- (問3) 農産物検査は貴都道府県の産地ブランド振興に有益といえますか？
- (問4) 現在、農産物検査は農産物検査員の目視による鑑定を基本としていますが、今後は穀粒判別機等の測定器導入をもっと進めるべきと思いますか？
- (問5) 農産物検査では、着色粒の混入限度（1等の場合0.1%など）を定めています。これはカメムシなどの虫害によって色のついたお米の混入限度を制限したものです。この色の着いたお米については、玄米を精米にする段階などで、生産者や流通事業者が色彩選別機を使って、さらに可能な限り取り除いた上で販売されています。生産者や消費者団体の中には、この混入限度を緩和・見直しするべきとの声もあります。このことについてどのようにお考えですか？
- (問6) 農産物検査に望むことはありますか？また、新たに必要又は不要と思われる基準等がありますか、ご意見をお聞かせ下さい。

<選択回答>

- ・ 問2の農産物検査（米）の規格等で見直しの要否を尋ねた問いでは、見直すべき規格として着色粒を挙げた府県が最も多かった。回答のあった24県中、12県が着色粒（カメムシによる斑点米）について緩和するべき、と回答した。現行のままでよいとしたのは9県でした。
 - ・ 問5の着色粒の混入限度に関する問いでは、回答のあった24県中15県が緩和するべき、と回答。現状のままで良いとしたのは7県であった。
- ・ 集計は別紙資料データ(<https://act.gp/2ShPYd6>)参照

<自由回答>

自由回答では、着色粒規定の緩和を求める県は、着色粒は、色彩選別機により除去が可能であること、斑点米カメムシが減収被害を引き起こすものではないこと、着色粒の基準が緩和できれば、農薬使用量の削減や生産コストの削減に有効であることなどを指摘。

以下に、着色粒に関連する問2と問5について抜粋した。

| 質問 | 県名 | 回答 |
|----|----|----|
|----|----|----|

| | | |
|-----------|------------------------------------|--|
| 問2 ご意見 | 青森県 | 着色粒（カメムシ）については、精米段階での色彩選別機により除去可能（混入限度は異物・異種穀粒限度としてほしい）。 |
| | 岩手県 | 岩手県議会ではH16.12月に検査制度の見直しを求める意見書を採択し、外観だけでなく、生産者、消費者の求める品質を重視したものにするなど、検査制度の見直しが図られるよう国に要望しています。 |
| | 岐阜県 | 醸造用玄米の水分上限値を16～17程度に緩和されたいとする意見が酒造メーカーから寄せられています。 |
| | 滋賀県 | 具体的な項目について回答困難 |
| | 愛知県 | 農産物検査の制度を変更せずに、規格のみ見直すことに反対。 |
| 問5 ご意見 | 青森県 | 着色粒（カメムシ）については、色彩選別機により除去されて販売されているため、農薬の散布回数低減の観点からも緩和すべき。／着色粒の混入が色彩選別後の歩留まりに大きく影響しない程度の混入限度に見直して欲しい（異物より厳しいのは問題）。 |
| | 岩手県 | 東北地方で斑点米を引き起こすカメムシの主体はカスミカメムシ類ですが、これらは減収被害を引き起こすものではなく、検査における着色粒規定をクリアするためだけに防除が実施されている場合も多いと考えられます。 |
| | 栃木県 | 色彩選別機の普及や農薬低減の観点からも緩和すべき。 |
| | 埼玉県 | 流通上の課題が少ないカメムシの食害等による着色粒の基準が緩和できれば、農薬使用量の低下や生産コストの低減に有効であると考えられる。ただし、混入限度を緩和することで本来の品質が低下しないように、新たな項目の設定などが必要である。 |
| | 千葉県 | 着色粒の混入限度を緩和した場合、色彩選別機の使用有無により、同じ等級の米でも、見た目が大きく異なってしまう。 |
| | 愛知県 | 流通事業者を含め関係者間でコンセンサスがとれなければ規準を変えることは困難では。 |
| | 香川県 | 流通段階では問題となっていない一方で、生産段階では防除コストが負担となっている。 |
| | 熊本県 | 上記の理由での場合においては緩和すべきであると考えられる。（色彩選別機の設置が一般的になっている場合） |
| | 佐賀県 | 農産物の取引に当たって必要となる最低限の項目について設定されていけばよいと考えます。しかし、着色粒は、消費者から異物とみなされ、クレーム対象となるおそれがあることから、規程については、消費者や実需者の理解が得られなければ変更することは難しいのでは無いかと考えています。 |
| 長崎県 | 流通業者の負担増（歩留の明確な低下等）とならない範囲で緩和するべき。 | |